

第12号議案

品川区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区職員定数条例の一部を改正する条例

品川区職員定数条例（昭和50年品川区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,666人」を「2,703人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項の定数を超える員数については、100人を限度として令和8年3月31日までは定数外とする。

（説明）子ども家庭センターの開設に伴う体制整備および行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行う必要がある。